

改正

平成31年2月18日告示第8号

伊根町お試し住宅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町への移住の推進を図り、もって本町への人口の流入を促進するため、本町への移住を検討している者が、本町の風土及び日常生活を体感しながら、定住の足掛かりとするために一時的に居住する住宅（以下「お試し住宅」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用者の募集方法)

第3条 町長は、お試し住宅を使用する者（以下「使用者」という。）の募集を公募によって行うものとし、この公募に当たっては、お試し住宅の場所、規格、賃貸借料、使用者資格、申込方法、選考方法の概略、使用期間、その他必要な事項を明示するものとする。

(使用者の資格)

第4条 お試し住宅を使用することができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 自ら伊根町内に移住を希望し、住居又は仕事を探している者で、他に入居できる適当な住宅がない者
- (2) 地方税等を滞納していない者
- (3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 お試し住宅の利用者は、毎週1回、住居及び仕事探しの状況を報告しなければならない。

(使用期間)

第5条 お試し住宅を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、3ヵ月以内とする。

2 町長は、前項の規定に関わらず、お試し住宅の利用促進ため、必要があると認めるときは、既に使用している者の使用期間の延長又は3ヵ月を超える期間での利用者募集を行うことができる。

ただし、その期間は、1年以内とする。

(使用の申込み及び決定)

第6条 第4条第1項に規定する使用資格のある者でお試し住宅を使用しようとする者は、伊根町お試し住宅使用申込書(様式第1号)により使用の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちからお試し住宅の利用者を決定し、その旨を当該利用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)に対し、伊根町お試し住宅使用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(利用者の選考)

第7条 使用の申込みを受理した者の数が使用させるべきお試し住宅の戸数を超える場合の利用者の選考は、使用資格等を有する者の中から公開抽選により利用者を決定する。

2 町長は、特に定住促進を図る目的で次に定める者については、利用者を優先して選定することができる。

(1) 福知山市、綾部市、舞鶴市、宮津市、京丹後市及び与謝野町以外の区域から移住を希望している者

(2) 1次産業への就業を希望している者

(3) 夫婦で使用申込をする者

(4) その他、特に町長が認める者

(使用の手続)

第8条 お試し住宅の使用決定者は、決定のあった日から5日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) お試し住宅賃貸借契約書(様式第3号)を提出すること。

(2) 第12条から第14条に規定する賃貸借料等を納付すること。

2 お試し住宅の使用決定者がやむを得ない事情により手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、町長の承認を得て町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 町長は、お試し住宅の使用決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、お試し住宅の使用決定を取消することができる。

4 町長は、お試し住宅の使用決定者が第1項に規定する手続を完了したときは、当該利用者に対して速やかに伊根町お試し住宅使用開始通知書(様式第4号)により通知するとともに鍵の引渡を行わなければならない。

(同居の承認)

第9条 お試し住宅の利用者は、利用申込書に記載した者以外の者を同居させてはならない。ただし、利用者の三親等以内の親族を同居させるため、同居承認申請書(様式第5号)により承認を受けた場合はこの限りでない。

(入居後の入居資格の喪失)

第10条 お試し住宅の利用者が第4条第1項に規定する利用者の資格を喪失した場合及び同条第2項に規定する報告を行わない場合には、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。

(修繕費用の負担)

第11条 お試し住宅の修繕に要する費用(破損ガラスの取替え等の軽微な修繕に要する費用を除く。)は町の負担とする。

2 利用者の責に帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、利用者は町長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(賃貸借料)

第12条 お試し住宅の賃貸借料は、別表第2のとおりとする。

2 使用期間が1月に満たないときの賃貸借料は、1月の賃貸借料とする。

3 利用者は、賃貸借料を前納しなければならない。ただし、第5条第2項の規定により使用期間が延長された者及び3ヵ月を超える期間での募集による者は、使用期間の最初3ヵ月分を前納し、以後については、1ヵ月毎に使用する月の前月の末日までに賃貸借料を支払うこととする。

4 既に納付された賃貸借料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなったときその他町長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された賃貸借料の全部又は一部を還付することができる。

(敷金)

第13条 町長は、利用者から賃貸借料の3ヵ月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 前項に規定する敷金は、利用者が住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、次条の規定により預入した額の不足額及び損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 敷金には利子をつけない。

(利用者の費用負担義務)

第14条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、水道及び集落排水処理施設の使用料。(お試し本庄上住宅の使用者は、浄化槽維持費として、伊根町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成11年条例第1号)第16条第2項の規定により算出した額を集落排水処理施設の使用料とする。)

(2) 廃棄物の処理に要する費用

(3) 第11条第1項に規定するもの以外のお試し住宅の修繕に要する費用

2 前項第1号に規定する費用は、別表第3に規定する金額を使用開始時に預入するものとする。

3 前項の規定により預入された費用は、第1項第1号に係る費用の請求に対し充当し、使用者が住宅を明け渡したとき、残額を還付する。

4 第2項に規定する費用の預入には利子をつけない。

(使用者の保管義務等)

第15条 使用者は、お試し住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者の責に帰すべき事由により、お試し住宅が滅失又は棄損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(長期不使用届)

第16条 使用者は、お試し住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(禁止事項、遵守事項及び禁止行為)

第17条 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用に当たっては、次の事項を禁止する。

(1) お試し住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。

(2) お試し住宅を住宅以外の用途に使用すること。

(3) お試し住宅を模様替えし、又は増築及び工作物を設置すること。

(4) お試し住宅の進入を禁止する部屋に立ち入ること。

(5) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員に使用させること。

(6) 京都府薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年京都府条例第52号)第2条に規定する薬物(以下、この号において「危険ドラッグ等」という。)を製造し、栽培し、販売し若しくは販売する目的で保管し若しくは陳列する場所として利用し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって使用することを知りながらそのための場所として提供すること。

2 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用に当たっては、日々の生活の中で次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (2) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (3) 清掃、除草及び除雪を適宜行うこと。
- (4) ごみを適切に処理すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

3 使用者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業行為
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為
(お試し住宅の返還)

第18条 使用者は、お試し住宅を退去するときは、5日前までに伊根町お試し住宅返還届（様式第6号）を提出し、お試し住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 使用者は、前項の検査後、退去する日までに、第13条第2項及び第14条第3項に規定する還付を受けるために還付請求書（様式第7号）を提出するものとする。ただし、還付する額がない場合はこの限りでない。

（住宅の明け渡し請求）

第19条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該使用者に対し、当該お試し住宅の明け渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 当該お試し住宅を故意にき損したとき。
- (3) 正当な事由によらないで15日以上お試し住宅を使用しないとき。
- (4) 第9条、第17条の規定に違反したとき。
- (5) お試し住宅の使用期間が満了するとき。

2 前項の規定によりお試し住宅の明け渡しの請求を受けた使用者は、速やかに当該お試し住宅を明け渡さなければならない。

(お試し住宅管理員及びお試し住宅管理補助員)

第20条 お試し住宅管理員は、町長が町職員のうちから任命する。

- 2 お試し住宅管理員は、お試し住宅の管理に関する事務をつかさどり、お試し住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう使用者に必要な指導を与える。
- 3 町長は、お試し住宅管理員の職務を補助させるため、お試し住宅管理補助員を置くことができる。
- 4 お試し住宅管理補助員は、お試し管理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、使用者との連絡の事務を行う。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、お試し住宅管理員及びお試し住宅管理補助員に関し必要な事項は、別に定める。

(立入検査)

第21条 町長は、お試し住宅の管理上必要があると認めるときは、お試し住宅管理員若しくは町長の指定した者にお試し住宅の検査をさせ、又は使用者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用しているお試し住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該お試し住宅の使用者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(事故免責)

第22条 お試し住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、町長は、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第23条 この告示に定めるもののほか、お試し住宅に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月18日告示第8号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
お試し平田住宅	京都府与謝郡伊根町字平田500番地

お試し本庄上住宅	京都府与謝郡伊根町字本庄上1229番地 3
----------	-----------------------

別表第 2 (第12条関係)

賃貸借料	1月 25,000円
------	------------

別表第 3 (第14条関係)

電気代	1月 12,000円
上下水道料金	1月 12,000円